

第三者評価結果

事業所名：北寺尾第二むつみ保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント> 全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨をとらえて作成されており、保育所保育指針で求められている子どもの発達に応じた年齢ごとの保育内容、地域性や園の環境等を踏まえて設定しています。全体的な計画には、保育理念・保育方針・保育目標のほかに、学年ごとの目標が明記された計画になっています。作成にあたっては、園長・主任が中心となって立案し、全職員に周知しています。全体的な計画は、保育を実践する際に理解しておきたい内容であり、各クラスの月案の作成や評価をする際に参照しています。作成する際は、園長が中心となって職員の声をくみ入れながら、園の大切にする保育の理念、方針、目標を踏まえて作成しています。子どもの年齢や発達に応じて発達過程、養護、教育、食育、地域支援、地域交流について細かな項目でまとめられています。年度末に職員で保育や行事を振り返り評価をして、さらなる保育の向上に向けて生かしています。全体的な計画の見直しに際して、今後は時間をきちんととって職員の参画を促し、活発な話し合いができることを期待しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 各保育室には、エアコン、加湿器、空気清浄機を設置するとともに、温度計、湿度計により空気状態をチェックしています。一日3回は温湿度表に記入しています。新型コロナウイルス対策として職員に注意喚起をして、常に換気を心がけています。園舎の各保育室は日当たりも良く、十分な広さがあります。廊下も広く、子どもが気軽に絵本を読んだり、おしゃべりをしたりすることができます。食事や午睡の空間は分けて使用し、午睡時にはカーテンを下げ、照明を落とし、時にはBGMをかけたり子どもが眠りやすい雰囲気を作っています。3歳児は午睡時のマットを睡眠しやすいものに変更しています。衛生管理については、マニュアル及び点検のチェック表を用いて実施しています。具体的には、園内全域の消毒、おもちゃの消毒など、内容や方法を詳細に定めて、場所ごとに丁寧に清掃、消毒が行われています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園時に園長、主任等が保護者と面談し、保護者から得た家庭状況や生活状況、健康状態などは、面談記録とともに個別の児童票にファイリングされています。面談記録には個々の発達や状況に応じて声かけ方法や援助方法などの配慮が記載されています。特に現代は子どもを取り巻く環境はさまざまですので、その点に注意し、必要な情報を職員会議等で職員間で共有し、子どもとのかかわり方を統一できるようにしています。職員は、子どもが言葉にできない思いをくみ取り、安心してありのままの姿を表現できるよう、ゆっくりと一対一で話す時間を持つことを意識し、気持ちを代弁するなどして配慮することを心がけています。法人の経営発表会で言葉についての研修を受けたり、子どもに対する言葉づかいや対応について学び合ったりしており、子ども一人ひとりの個性を尊重して保育にあたることを実践しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 「保育園とは、生活に必要な基本的な生活習慣を学ぶ場である」ことを職員間で共有し、大切にしています。一人ひとりの発達に合わせて基本的な生活習慣が身につけられるように、保育士は援助したり、見守ったりしています。保育士が決めてやらせるのではなく、子どもの気持ちを聞いて、子どもが自分から取り組めるようにしています。子どもの自主性を見守り、褒めて認めて、次への意欲につなげています。子ども一人ひとりの発達に応じて、着替えやトイレなど、生活面のねらいを各クラスの週案や月案、個別指導計画などで設定しています。保育士は、個々の状況を共有し、子どものやろうとする気持ちを尊重しています。保育士は生活習慣の自立を各年齢の指導計画で明確にして、日々取り組んでいます。また、活動と休息のバランスが保てるように1日の保育を組み立てています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 園は子どもの自主性や主体性を保育の中で重要視しており、職員間で共通認識を図っています。環境設定では、コーナー遊びを基に年齢に合わせて自主的に遊びこめる環境を設定しています。指導計画や行事の取り組みは子ども主体になるよう、子どもの姿や興味、関心に着目し、子どもの思いや意見を引き出し反映しています。みんなで協力して運動会の門を製作したり、大きな光る泥団子を作ったりしています。その中でさまざまなことを子ども自身が感じ合えるように保育士は仲立ちをしています。散歩では交通ルールを学び、公園では公共の場での遊び方を学んでいます。廃材や自然物など、いろいろな素材で製作したり、課外活動のサッカーやダンス等で一人ひとりの自由な表現を認めたりするようにしています。コロナ禍のため地域の方との交流が難しい現状ですが、今後の対応について検討し、地域の方との交流をしていくことが期待されます。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 保育室は、テーブルのある床の部分とマットの遊び場所で構成されています。同じ保育士が可能な限り受け入れられるよう、シフトの配慮をしています。一人ひとりの健康状態や家庭で過ごす時間も含めた1日を見通した保育を意識し、安定して過ごせるよう睡眠の保障や授乳、食事時間に配慮しています。一人ひとりの欲求や要求に応答的なかわりを行い、子どもが安心感や心地よさを感じられるようにかかわっています。おもちゃや絵本は自分たちで取り出しやすく、自由に遊べる環境になっています。発達に応じて室内環境を見直しています。園庭で他クラスの子もたちとふれあい、遊んでいます。家庭とは連絡帳のやり取りをしたり、送迎時に直接話をしたりして、園や家庭での様子を伝え合い、成長をともに喜び共有できるように連携を密にしています。0歳児の保育室は静かな環境で子どもたちは落ち着いて過ごしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳未満児は「クラスの月案」「個別月案」で、一人ひとりに合わせた計画を立てて保育を行っています。自我の育ちや自己主張を受け止めるため、担任だけでなく、職員全員で連携して一人ひとりに合わせたかわりを行っています。探索活動を通して子どもの興味や関心を広げ、自発的な動きを見守り、子どもの発見や感じたことを大切にしています。保育士は一人遊びをすることも大事にしながら、友達とのかかわりを仲立ちをしています。発達年齢に合った玩具は自分で出し入れできるようになっています。友だちとのかかわりが増えてくる中で、おもちゃなどの貸し借りができるよう保育士が声かけしたり、子どもの気持ちを代弁したりしています。朝夕の合同保育の際には異年齢で過ごしていて、年齢の大きい子どものまねをしてごっこ遊びをしたり、おもちゃの使い方を教えてもらったりしています。保護者とは、日々の送迎時や連絡帳で子どもの様子を共有し、トイレトレーニングについても、保護者の意向を確認しながら進めています。連絡帳でのやり取りや登降園時に保護者と直接話し、連絡を密にしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 子どもたちの好きなこと、興味や関心を大切に、一人ひとりの思いや考えを出し合える場を作り、保育士は遊びを発展させ、一人ひとりの頑張っている姿をクラスみんなで認め合えるようなかわりを作っています。行事の取り組みも遊びの延長線上ととらえ、子どもたちが主体的に意欲的に取り組めるようにしています。3歳児は、いす取りゲームなどルールのある遊びを友だちと一っしょに楽しく遊び、4歳児は、運動会や発表会での活動を通じ、友だちの意見を聞いて共感するなどしながら、成長しています。5歳児は、みんなで協力し、ロール紙でキャタピラーを製作したり、運動会でのリレー等の活動を通して主体性をはぐくんでいます。保育士はそれぞれの年齢に応じた活動で、子どもたちが遊びの中で学びを見つけられるよう環境を整えています。近隣の小学校とはコロナ禍の中で手紙を送り合って交流したり、近くの園とは公園でサッカーの試合をしたりするなどしています。園での活動の様子をブログや毎日のボード(その日の活動)やクラス便りで保護者に知ってもらえるよう努めています。コロナ禍でできていない障がい者施設への訪問などの再開で、地域とのさらなる交流ができることを期待します。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 多目的トイレがあり、室内はフラットでバリアフリーになっています。保護者からは子どもの障がいの心配について相談を受けています。園長は職員研修計画を立て、保育士に障がい児保育のキャリアアップ研修の受講を促しています。職員会議で子どもの様子を共有しています。配慮が必要な子どもには横浜市東部地域療育センターの巡回相談を活用する仕組みがあり、療育関係の情報や書類はファイルにまとめ、必要時に活用できるようになっています。横浜市東部地域療育センターと連携し、具体的な助言をもらい、個別月間指導計画を作成し、集団の中で安心して過ごせるように、またほかの職員が対応できるようにしています。子どもの発達や興味に合わせた玩具を用意したり、衝立や別の部屋を使ったりして安心できるようにしています。横浜市東部地域療育センターや鶴見区役所の研修に参加していますが、研修結果を共有する機会が少ないようです。今後は職員会議等で共有できるように、また保護者へも障がいの子どもへの理解を深める取り組みが期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 年間指導計画、月案、週案、日案に基づいて、職員で共通認識をもって保育にあたっています。保育時間が長い子どもたちがゆったりと過ごせるように気を配り、朝夕の延長保育の時間帯になったら、乳児、幼児の異年齢保育を行っています。室内でコーナーを作り、好きな遊びをじっくり遊びこめるように配慮しています。夕方園庭に出たり、ゆったり過ごせる部屋と身体を動かして遊べる部屋に分けたりして工夫しています。部屋の中でもテーブルでの遊び、床のマットでの遊びなど、コーナーを設けて子どもたちが分かれて落ち着いて遊べるようにしています。家庭で過ごす時間も含めた1日を通した保育を心がけ、必要に応じて午睡時間の配慮をしたり、休息等個別対応をしたりしています。また、生活リズムに配慮した食事、おやつ等の提供をしています。伝達ノートがあり、職員全体で共有が図れるようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に地域の小学校との交流や情報交換について明記しており、5歳児の指導計画は、アプローチカリキュラムとして、小学校につながるような計画になっています。コロナ禍の影響により今年度は実施が難しい状況ですが、例年は、小学校を訪問して在學生に教室や図書室などを案内してもらい、授業の様子を見学したり、他園の5歳児といっしょに遊ぶなどの交流を行ったりしています。今年度は小学生と動画やお手紙の交流をしています。これらの活動については、「園だより」や「クラスだより」などを通じて保護者に伝えており、また、個人面談を行うなどして、保護者の安心につなげています。幼保小連絡会の会議や研修（Web開催）に園長や5歳児担任の保育士が参加し、小学校教員と情報交換や意見交換を行うなどしています。今年度は小学校の校長先生から保護者に向けて話をしてもらう予定があります。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 法人で作成されたマニュアルがあり、職員は、マニュアルに沿って子どもの様子を注意深く観察して、健康状態の把握に努めています。保育中の子どもの体調変化やけがなどは、保護者への連絡等適切な対応を行っています。予防接種の状況など保護者から得た新しい情報は、健康記録に追記して職員間で共有しています。健康記録は、年度末に保護者に戻し、追記してもらっています。また、年度ごとに「年間保健計画」を作成しており、月ごとの健康管理における留意点や保健指導の内容を設定しています。「園だより」の中で園での健康管理に関する活動内容を保護者に伝えているほか、感染症の予防策などを記載しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する研修を行い、0歳児は5分おきに呼吸や顔色などを確認し、記録しています。保護者にはポスターの掲示や入園説明会などで情報提供を行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 健康診断は、内科健診と歯科健診をそれぞれ年2回、全クラスで実施しているほか、身体測定として身長、体重を実施しています。診断結果は、所定の用紙に記録して、個別の健康記録にファイリングし、職員間で共有しています。身長や体重は保育支援ソフトでいつでも保護者が見られるようにしています。保護者へは書面や口頭で健診結果を伝え、必要に応じて医師と連携して対応しています。健診前に保護者から医師への質問を受け付けて、医師からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。嘱託医とは、日ごろから電話での相談や情報交換を行って連携を図っており、指導計画に反映させています。園では職員が紙芝居やペープサートを用いて、手洗いや歯磨きの大切さを子どもが楽しみながら学べるよう工夫しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもの対応については、厚生労働省が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、マニュアルを作成しています。食物アレルギーのある子どもについては、横浜市の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に沿って、アレルギー疾患生活管理指導表を提出してもらい、保護者と密に連携して除去食を提供しています。職員は、外部研修などに参加し、アレルギーに関する最新の知識と技術を学び、研修受講後には報告書を作成して回覧するとともに、職員会議で研修内容を共有しています。アレルギー除去食を提供する際には誤食防止のために専用トレイ使用し、子どもの名前、除去食品名を表示して、だれの目にもはっきり区別できるようにしています。配膳時には、給食担当者と保育士とでダブルチェックを行い、食事中は担当保育士が見守っています。「園だより」「給食だより」などでもアレルギー疾患や慢性疾患について取り上げ、保護者にも理解を得られるようにしています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 年齢、発達にあった「食育計画」があり、給食担当者と保育士は連携して、子どもたちが食材や調理に興味関心が持てるようにしています。園庭の畑できゅうりやなすなどの夏野菜を栽培して収穫し、給食で出してもらっています。年齢に応じて野菜に触れスタンプ遊びをしたり、そらまめのさやを触ったり、とうもろこしの皮を剥いたりしています。クリスマス会では、ランチョンマットを敷いて食べたり、おやつでは、ラップに包んでおにぎりづくりに挑戦したりしています。2歳児の後半では、これから箸で食事を始めるので、箸にリボンを結び、一人ひとり贈呈式を行っています。どのクラスも楽しく、落ち着いた雰囲気の中で食事をしています。幼児クラスでは、子どもは食べられる量を申し出て調整しています。おかわりもできます。保育士は好き嫌いがなくせるように、「一口食べてみようか」と声を掛けることもあります。栄養士が作る「給食だより」を発行して、食生活や食育の取り組みを載せ、家庭で関心をもってもらうようにしています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
<p>栄養士と保育士はコミュニケーションがよく取れるように努めています。栄養士は季節を感じる旬の食材を利用し、切り方を工夫して子どもたちが喜ぶような気配りをしています。栄養士が旬の食材について、幼児クラスで話す機会を作っています。食育担当の職員が中心となって、「楽しく食べる」ことについて、職員全体で共通認識をもって同じかかわりができるようにしています。現在はコロナ禍により、栄養士がクラスに入って食事の様子を見ていませんが、好みや喫食状況を給食会議や日々担任から確認して、献立や調理の工夫をしています。離乳食では担任と連携を密に取り、子どもに合わせていねいに対応しています。行事食で季節や伝統の味を感じるようにしています。毎日の給食は玄関に展示し紹介されています。1か月間、毎日違う献立が立てられています。衛生管理マニュアルがあり、適切に衛生管理がされています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
<p>0～2歳児クラスでは、個別の連絡帳を用いて、日々の子どもの様子を保護者に伝えており、3～5歳児クラスでは、小型ノートで何かある時にはすぐ記入できるようにしています。日々の活動の様子は保育業務支援システムで知らせたり、ボードで掲示したりしています。また、保護者懇談会や園便り、クラス便りを通じて、保育内容のねらいや行事の目的などを保護者にわかりやすく伝えています。個人面談は新型コロナウイルス感染状況に配慮して、Web開催としています。保護者参観や保護者会でも、園の保育の方向性について、園長が説明しています。新型コロナウイルス感染予防のため、保護者の行事参加などに制限がある状況ですが、今年度は運動会や発表会等少しずつ、保護者との連携を大切にしながら、取り組みを実施しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>日ごろから保護者が話しやすい雰囲気づくりに努め、日々のコミュニケーションを通じて保護者との信頼関係を構築できるようにしています。登降園の際の会話を大切に、連絡帳を用いて保護者と情報共有を深め、保護者が安心して子育てができるように支援しています。保護者の心配事や相談、意見を引き出せるよう、クラス担任だけでなく、園長や主任は登降園時に事務所から出て気軽に保護者に声を掛けています。相談は保護者の希望する時間を選び、面談の場所はプライバシーに配慮した場所で行なわれています。また、急な延長保育や土曜保育など柔軟に対応して、保護者の支援を行っています。保育士、看護師、栄養士と専門性を生かした支援ができるように役割分担をしています。相談内容によっては専門性を生かして回答したり、情報を手紙にして配付したりしています。保育士は保護者からの相談に専門職や園長から助言を受けられる体制があります。相談内容は記録して、個別ファイルに保管され、職員間で同じ支援ができるよう、相談内容は共有しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント>	
<p>子どもの権利侵害等の虐待については、虐待の早期発見のために、朝の受け入れ時や衣服の着脱時などに子どもの体の様子や表情などをしっかり見ることにより、異変の早期発見に努めています。万一、あざや傷などを発見した場合は、主任や園長に速やかに相談し対応しています。また、子どもの話やお迎え時の保護者と子どものかかわりなどから虐待の疑いが生じた場合には、記録を作成するとともに、職員間で協議し、必要に応じて園長から鶴見区役所の鶴見区こども家庭支援課や横浜市中央児童相談所に伝え、連携して対応します。「児童虐待マニュアル」を策定し、基本的な虐待の種類、虐待発見の手がかり（子どもの様子、保護者の様子）、発見後のフローチャートなど、詳細な手順やポイントを示しています。虐待については予防及び早期発見が重要と考え、マニュアルの読み合わせや事例などから園内研修を実施し、職員間で知識向上に努めています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>	
<p>園では月間計画や年間計画などの反省やクラスごとの振り返りを通じ、また年間を通しての実践の内容などの振り返りで自己評価を行っています。また、法人統一の「保育士の自己評価」を用いて、年2回5月と12月に実施しています。全職員共通項目と階層別の項目があります。今年度は法人で見直し、子どもに関する項目を入れています。この自己評価については全職員分を集計してグラフ化し、法人内で共有することで園の課題が見えてきます。その課題を把握して、その結果を園の自己評価としてまとめています。また、職員間での話し合いをして学び合うことで保育士個々のスキルアップにつなげています。自己評価を行うことで、自分の仕事に対するモチベーションアップにもつながっています。集計結果から把握した課題については、次年度の研修項目にして、保育の改善につながるよう取り組んでいます。</p>	